別紙２　資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する省令（案）の変更点

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する省令（案）の意見募集実施時からの変更点は以下のとおりです。

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	附則第１項	「この省令は、令和八年四月一日から施行する。」とすべきところ、「この省令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。」となっていたため修正。	技術的修正
2	附則第２項	準用規定ではなく、かつ、読替え部分も１箇所であるため、『第八条第二項第三号中「申請の日の属する事業年度及び翌事業年度」とあるのは「申請の日の属する事業年度」とする。』とすべきところを、『第八条第二項第三号中「申請の日の属する事業年度及び翌事業年度」とあるのは「申請の日の属する事業年度」と読み替えるものとする。』となっていたため修正。	技術的修正